

平成14年6月18日現在

杉並区新型ケアハウス整備等事業進捗状況

1 応募提案書類の提出事業者数

10事業者

内訳

株式会社	5事業者
社会福祉法人	5事業者

2 今後の予定

「杉並区新型ケアハウス整備等事業者選定委員会設置要綱」
(次ページ参照)に基く選定委員会を平成14年6月26日
から開催し、平成14年7月末を目途に、事業者を選定する
予定です。

なお、選定委員は、学識経験者及び区職員等の7名で構成
されています。

事業者選定後に、次の事項について公表する予定です。

- ・事業者選定基準
- ・第一位の評価となった事業者名
- ・第一位の評価順位になった理由及びその提案内容の概要等
- ・選定委員

杉並区新型ケアハウス整備等事業者選定委員会設置要綱

平成14年4月25日
杉保管発第76号

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく杉並区新型ケアハウス整備等事業の実施に伴い、民間事業者を選定する杉並区新型ケアハウス整備等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 民間事業者の選定に関すること。
- (2) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の構成は、別表の委員名簿のとおりとし、区長が任命又は委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を招集し、議事を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き又は説明を求めることができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員長は、委員会を補佐するために部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。